

契 約 書 (案)

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
県議会広報紙「にいがた県議会だより」の制作及び発送業務について、次の条項により委託
契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県議会広報紙「にいがた県議会だより」の制作及び発送業務（以下「業務」
という。）を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで乙に委託し、乙は、これを受託す
る。

（規格等）

第2条 乙は、別紙仕様書のとおり業務を実施しなければならない。

（契約金額）

第3条 契約金額は、1部あたり 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 円とする。

（代金の支払い）

第5条 委託金額の支払は、各号ごとに行うものとし、甲は、各号ごとに乙から提出される
「契約履行届」を確認後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、甲の定め
る方法により支払うものとする。

（債権債務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又
は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書
面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記
「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（調査報告）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙
に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第9条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲
の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけ
ればならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限
りでない。

（著作権）

第10条 乙が業務の実施により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

（契約の解除等）

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除し、又は打ち切
る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）こと
ができる。

2 前項の規定により契約が解除され、又は打ち切られた場合において、乙に損害を生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

第12条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第14条第1項及び第2項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除され、又は打ち切られた場合において、乙に損害を生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

4 前条又は第1項若しくは第2項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は、委託金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の規定は、甲に生じた損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(損害賠償の予定)

第13条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する、又は打ち切りをするか否かにかかわらず、請負金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額をあわせて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、業務が完了した後においても適用するものとする。

(協議)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、契約の内容を変更することができる。

(その他)

第15条 乙は、この契約条項のほか新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）を遵守するものとし、この契約に定めのない事項及び契約の解釈について疑義を生じたときは、甲と協議するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注「甲」は新潟県を、「乙」は受託者を指す。